

平成 29 年度独立行政法人国立女性教育会館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立女性教育会館は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人国立女性教育会館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 平成 28 年度の契約状況は、表 1 のとおりであり、契約件数は 18 件、契約金額は 188.4 百万円である。また、競争性のある契約は 12 件、78.0 百万円、競争性のない契約は、6 件、188.4 百万円となっている。

平成 28 年度は、平成 27 年度と比較して、競争入札等の契約件数が 13 件から 12 件と減少しているが、主な要因は、平成 27 年度契約した公共施設等運営事業の複数年契約が平成 28 年に含まれていない等によるものである。

また、平成 28 年度は、平成 27 年度と比較して、競争性のない随意契約が件数・金額ともに増加している（2 件、157.7 百万円の増）が、国土交通省関東地方整備局への設計及び工事の委託を行ったことによるものである。

表 1 平成 28 年度の国立女性教育会館の調達全体像

(単位：件、百万円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.3%) 13	(97.4%) 1128.2	(66.7%) 12	(29.3%) 78.0	(△7.7%) △1	(△93.1%) △1050.2
企画競争・公募	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
競争性のある契約(小計)	(81.3%) 13	(97.4%) 1128.2	(66.7%) 12	(29.3%) 78.0	(△7.7%) △1	(△93.1%) △1050.2
競争性のない随意契約	(18.8%) 4	(2.6%) 30.7	(33.3%) 6	(70.7%) 188.5	(50%) 2	(514.0%) 157.8
合計	(100%) 17	(100%) 1158.9	(100%) 18	(100%) 266.4	(△5.9%) 1	(△77.0%) △892.5

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(2) 平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおりであり、契約件数 12 件、契約金額は 78.0 百万円である。

平成 28 年度は、平成 27 年度と比較して、一者応札・応募による契約件数が増加している。要因は、会館ホームページリニューアル等一式において総合評価落札方式を採用し、応募者が 3 者あったものの 2 者が技術審査不合格となり、結果として応札者が 1 者となってしまったことと、職員派遣業務において派遣開始時期が派遣登録者の少ない時期で仕様要件に満たないため入札辞退が複数者であったことによるものである。

表 2 平成 27 年度及び平成 28 年度の一者応札・応募の状況

(単位：件、百万円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	13 (100%)	10 (83.3%)	△3 (△23.1%)
	金額	1128.1 (100%)	55.2 (70.8%)	△1072.9 (△95.1%)
1者以下	件数	0 (0%)	2 (16.7%)	2 (100%)
	金額	0 (0%)	22.8 (29.2%)	22.8 (100%)
合 計	件数	13 (100%)	12 (100%)	△1 (△7.7%)
	金額	1128.2 (100%)	78.0 (100%)	△1050.2 (△93.1%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 を踏まえ、平成 29 年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めることとする。

(1) 一者応札の見直し

一者応札について、平成 28 年度は平成 27 年度に比べ件数が増加しており、引き続き以下の取組を実施することにより、競争性、透明性の確保に努める。

- ① 仕様書についての幅広い意見の収集
- ② 競争参加資格要件の緩和
- ③ 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ④ 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り

【一者応札件数割合：10%未満】

(2) 経費削減・効率化に関する調達

平成 25 年 12 月 24 日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」における指摘事項を踏まえ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構との 4 法人間の連携を推進する場として設置した「間接業務等の共同実施に関する協議会」のもと共同調達を引き続き実施し、経費の削減・効率化を図る。

【共同調達の実施件数・節減額】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前に監査室により内部審査を受けるものとする。

ただし、競争入札実施後の不落随契の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【点検実績等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

当法人では、新職員等の採用時には契約事務担当職員のみならず事業担当職員も対象としたナショナルセンターとしてのミッションや目標、内部統制、会計事務処理等の研修を行っている。

不適切な経理処理事案の防止のため、契約事務マニュアルの業務手順に基づく契約事務を確実に実施する。

また、平成 27 年 4 月に設置した監査室において、契約と納入及び検収に関する内部監査を実施するなど内部統制のさらなる充実強化を図る。

【研修の実施、内部監査の実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、監査室と連携して調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事
副総括責任者	総務課長
メンバー	専門官、会計係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、当法人の契約状況の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、当法人ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等整理合理化計画の改定を行うものとする。